

# 若松税理士事務所通信

平成 30 年 6 月号 No.67

## <ごあいさつ>

今年も梅雨の時期がやってきました。梅雨明けまでは、ぐずついた天気が続くようになります。交通事故も増加する季節なので、お車の運転の際には、いつも以上にご注意下さい。

## <相続税の対策について>

現在の相続税の基礎控除は、『3,000万円+600万円×法定相続人数』となっております。こちらは、相続税の改正に伴い、平成26年12月末日以前よりも6割に引き下げられています。そのため、平成27年1月1日以降は、相続税の申告対象者が改正前の4%程度から倍の8%程度に増加しています。

また、相続税の改正が発表された時期から、相続のご相談件数も増えております。なお、相談内容も相談者によって本当に様々です。その中で、相続対策のご相談をお受けしますが、まず相続財産を把握し、リストを作成する必要があります。

対策案としては、①生前贈与で相続財産を減らす、②生命保険に加入する、③死亡退職金等を準備する、④有効活用できる不動産を購入する、⑤生前にお墓・仏壇などを購入する、などが考えられます。

① 生前贈与の活用のメリットは、年間110万円までは非課税で贈与することができることです。ただし、相続3年以内の贈与は相続財産に含めます。

② 生命保険の活用のメリットは、死亡保険金の内、『500万円×法定相続人数』が非課税となることです。ただし、保険に加入することが難しいケースもありますので、早期に検討する必要があります。

③ 死亡退職金等の準備のメリットは、被相続人の死亡後3年以内に支給が確定した退職金等の内、『500万円×法定相続人数』が非課税となることです。また、弔慰金等は非課税となります。

④ 不動産を購入するメリットは、評価を下げるができることです。なお、建物は固定資産税評価額で、土地は路線価方式又は倍率方式で計算します。

⑤ お墓・仏壇などは非課税財産のため、なるべくであれば、生前に準備しておく方が良いと思います。また、建物等の修繕や不用品整理等も有効です。

皆様方も、ご自身・ご家族の相続について、今一度家族間で考えられてみてはいかがでしょうか？

## <6月・7月の税金・労務関係>

- ① 4月決算の確定申告・10月決算の中間申告
- ② 個人住民税の納期限は6・8・10・1月の末日
- ③ 源泉所得税（納特）の納付・・・7月10日まで
- ④ 所得税の予定納税の通知…納期限は7・11月末日
- ⑤ 固定資産税の納付（第2期分）…7月末日
- ⑥ 算定基礎届の提出・・・7月10日まで
- ⑦ 労働保険の年度更新・・・7月10日まで

## <若松家の出来事>

現在、長男（年長）、次男（年中）、長女（1才）の3児の父親として育児に奮闘しております。

長男と次男は、スイミングと体操教室に通っています。春から何かもう一つと考えていましたが、長男の希望もあり5月より公文（国語と算数）に通い始めました。本人は、勉強ができることが嬉しいようで、今のところ楽しく頑張っています。また、宿題があるのですが、平日は妻が休日は私が付き添います。内容はまだまだ簡単ですが、依然と比べて字が上手くなったかなと感じます。なお、次男は、あまり興味がないようなので、来年以降考えたいと思います。

長女は、トイレトレーニングが順調で、まだまだ声かけが必要ですが、オムツを変える回数がかかり減りました。このまま頑張っただけです。

今後も、諸先輩方には、子育て等色々のご指導頂いただければ幸いです。

最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、  
電話・メール・FAXにて  
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所  
下関市南部町2-7-2F  
(弁護士法人ラグーン本店2階)  
電話：083-234-1448  
FAX：083-234-1449  
E-mail：info@wakamatsu-office.com  
HP：www.wakamatsu-office.com

